

『患者様・ご家族様へ』

をテーマにソーシャルワーカーから

障害年金

『障害年金』を少しでも理解していただくためのパンフレット



障害年金って何？

障害年金とは、病気やケガにより、日常生活や就労面で困難が多くなったときに受給できる年金です



いつ申請できるの？

- ①初めて医師の診察を受けてから1年6ヶ月を経過した時に障害の状態にあるとき
- ②65歳になるまでに、障害の状態になったとき

障害年金をもらえる人は？

次の3つの要件を満たしていることが条件となります

- ①障害年金の1級・2級(障害厚生年金の場合は3級)に該当する障害がある
- ②初診日が、各種年金(国民・厚生・共済年金など)に加入中である
- ③初診日までに支払う必要のある期間の3分の2以上、年金を納付している
ただし、初診日が令和8年4月1日以前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの

受給額はいくらぐらい？

障害基礎1級	約98万円/年
障害基礎2級	約78万円/年

* 18歳未満の子がいる場合、年金が加給される場合があります。

* 障害厚生年金は、働いていたときの収入によって金額が変わります。

初診日が20歳未満の場合は加入要件、納付要件は問われません。

作成にかかる料金(当院の場合)

診断書(初回)	11,000円
診断書(障害状態確認届)	5,500円
受診等状況証明書(初診証明)	1,100円

申請窓口

初診日の加入制度	申請窓口	請求できる年金
国民年金 (20歳前、第1号被保険者期間)	市町村役場	障害基礎年金
国民年金 (第3号被保険者期間)	住所地を管轄する年金事務所	障害基礎年金
厚生年金	事業所を管轄する年金事務所	障害厚生年金
共済年金	各共済組合	障害共済年金
		障害基礎年金

* 加入していた制度により、申請窓口が変わりますのでご注意ください。



申請の流れ

* 一般的な申請の流れ

年金事務所・市役所・病院のソーシャルワーカーにご相談ください

年金事務所・市役所にて、申請が可能か調べてください
* 申請が可能であれば、診断書等の書類を受け取ってください

〇〇課



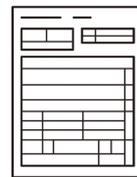
初めて受診した病院と、
今通っている病院が同じ場合

初めて受診した病院と、
今通っている病院が違う場合

受診状況等証明書(初診証明)を
作成する必要はありません

初めて診察を受けた病院(クリニック)に、
受診状況等証明書(初診証明)を依頼してください

現在通院中の病院(クリニック)に、**診断書の作成**を依頼してください
* **現在の病状**を、主治医に記入してもらいます



さかのぼって申請で
きる場合があります。
詳しくはソーシャル
ワーカーまでご相談
ください

病歴・就労状況等申立書を作成します

* 初めて診察を受けてから、現在までの様子を記入します。
* 書き方がわからない場合は、ソーシャルワーカーにご相談ください。
初診から現在までの様子を簡単にまとめておいていただくとスムーズです。

裁定請求書を作成します

* 基礎年金番号、就職していた会社名・時期などが必要です。
* 書き方が判らない場合、年金手帳等参考になるものをご持参の上、
ソーシャルワーカーにご相談ください。
* 病院で把握できない内容に関しましては、
不明な際は年金事務所、市役所にご相談ください。

年金事務所・市役所に提出します



* 一般的な申請の流れを提示しています。人により、診断書の枚数や申請までの流れは変わりますので、ご不明な点はソーシャルワーカーまでご相談ください。
* 提出から受給までの期間は、3~4ヶ月が目安です。また、状況により遅れる場合もあります。

○姫路年金事務所

所在地	〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250	電話番号	079-224-6382
アクセス	JR山陽本線「姫路駅」下車 徒歩15分	FAX番号	079-224-0838
受付時間	平日（月曜～金曜） 午前8時30分～午後5時15分まで 年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。 時間延長 週初の開所日 午後5時15分～午後7時00分まで 週末相談 第2土曜 午前9時30分～午後4時00分まで	駐車場	有（30台）
		管轄区域	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
休業日	土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）		



○岡山東年金事務所

所在地	〒703-8533 岡山県岡山市中区国富228	電話番号	086-270-7925
アクセス	岡電バス・宇野バス「国富停留所」下車 徒歩1分	FAX番号	086-273-3242
受付時間	平日（月曜～金曜） 午前8時30分～午後5時15分まで 年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。 時間延長 週初の開所日 午後5時15分～午後7時00分まで 週末相談 第2土曜 午前9時30分～午後4時00分まで	駐車場	有（24台）
		管轄区域	岡山市北区の一部 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡
休業日	土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）		

